

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会
職業紹介事業実施規程（一部抜粋）

（手数料）

第18条 シルバー連合が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。